

議第178号

呉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例の制定について
 呉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

呉市生涯学習センター条例（平成25年呉市条例第45号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正前				改正後						
別表第1（第9条，第10条関係） 呉市生涯学習センター音楽ホール使用料				別表第1（第9条，第10条関係） 呉市生涯学習センター音楽ホール使用料						
使用時間		1時間までごとに			入場料の類を徴収しない場合		入場料の類を徴収する場合			
		音楽ホール全体	舞台のみ	300円以下			301円以上1,000円以下	1,001円以上		
8時30分～17時	平日	<u>1,000円</u>	略	<u>2,700円</u>	<u>3,500円</u>	<u>4,100円</u>	略	<u>3,200円</u>	<u>4,200円</u>	<u>4,900円</u>
	土・日・休日	<u>1,200円</u>		<u>3,200円</u>	<u>4,200円</u>	<u>4,900円</u>		<u>3,800円</u>	<u>5,000円</u>	<u>5,900円</u>
	平日	<u>1,400円</u>		<u>3,800円</u>	<u>5,000円</u>	<u>5,800円</u>		<u>4,600円</u>	<u>6,000円</u>	<u>7,000円</u>
17時～22時	平日	<u>1,400円</u>		<u>3,800円</u>	<u>5,000円</u>	<u>5,800円</u>		<u>4,600円</u>	<u>6,000円</u>	<u>7,000円</u>
	土・日・休日	<u>1,600円</u>		<u>4,500円</u>	<u>5,900円</u>	<u>6,900円</u>		<u>5,400円</u>	<u>7,100円</u>	<u>8,300円</u>
	平日	<u>1,700円</u>		<u>4,600円</u>	<u>6,000円</u>	<u>7,000円</u>		<u>5,400円</u>	<u>7,100円</u>	<u>8,300円</u>
		備考 略			備考 略					
別表第2（第9条，第10条関係） 呉市生涯学習センター集会室使用料				別表第2（第9条，第10条関係） 呉市生涯学習センター集会室使用料						
1	4階集会室			略						
2	5階集会室			略						

使用 時間	1時間までごとに		
	略	504室	略
		300円	
8時30分～17時			
17時～22時		300円	

3 6階集会室

使用 時間	1時間までごとに		
	略	606室	略
		400円	
8時30分～17時			
17時～22時		500円	

備考 略

使用 時間	1時間までごとに		
	略	504室	略
		400円	
8時30分～17時			
17時～22時		400円	

3 6階集会室

使用 時間	1時間までごとに		
	略	606室	略
		500円	
8時30分～17時			
17時～22時		600円	

備考 略

別表第3（第9条，第10条関係）

呉市生涯学習センター体育館使用料

区分	1時間までごとに		
	アマチュアスポーツに使用する 場合		アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合
	一般	高校生 以下	
1 入場料の類 を徴収しない 場合	400円	200円	800円
2 入場料の類 を徴収する場 合	1,200 円	600円	8,000 円

備考 略

別表第3（第9条，第10条関係）

呉市生涯学習センター体育館使用料

区分	1時間までごとに		
	アマチュアスポーツに使用する 場合		アマチ ュアス ポーツ 以外に 使用す る場合
	一般	高校生 以下	
1 入場料の類 を徴収しない 場合	500円	200円	1,000 円
2 入場料の類 を徴収する場 合	1,400 円	700円	9,600 円

備考 略

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は，令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の前になされた申請に係る使用料については，なお従前の例

による。

(提案理由)

呉市生涯学習センターの使用料の額の改定をするため、この条例案を提出する。